

全建事発第 068 号
令和 7 年 9 月 17 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和 7 年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進期間」（以下「推進期間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととなりました。

これを受けて、国土交通省より本会に対し、推進期間中における取引の適正化に関する積極的な取組を行うとともに、国土交通省及び都道府県が行う各種取組に対する協力について、別添のとおり要請がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本取組にご協力いただくとともに、貴会会員企業の皆様に対し、推進期間の実施について周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 事業企画課 三 浦
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp